

高齢者世帯熱中症対策 エアコン購入補助モデル事業 事務フロー（事業者向け）



1 事業者登録

事業者 ➡ 市

市内 **27** 事業者を登録完了

2 エアコン購入券の申請

高齢者 ➡ 市

【申請期間】 令和 **7** 年 **5** 月 **7** 日（水）～ **6** 月 **30** 日（月）

※申請後、市から補助対象となる高齢者世帯へエアコン購入券及び登録事業者リストを送付します。

3 エアコン購入の相談

高齢者 ➡ 事業者

購入するエアコンや代金、設置時期等を調整して、工事の契約を行う。
なお、補助要件である エアコンがないこと、または壊れていること を確認。

4 エアコン設置の施工

事業者 ➡ 高齢者

あらためて、施工前に エアコンがないこと、または壊れていること を確認。
設置報告の際に必要な施工前後の写真を撮影。

5 工事代金の支払・受領

高齢者 ➡ 事業者

市からの補助予定額を差し引いた代金を受け取り、領収書を発行。

6 エアコン設置報告

事業者 ➡ 市

所定様式にて、エアコンの設置状況を報告。

【報告期限】 設置した年度の **2** 月末まで

7 補助金の請求・振込

事業者 ➡ 市 ➡ 事業者

設置状況を審査後、指定口座に補助金を振り込み。

1 事業者登録

- ・登録の有効期間は、登録された当該年度の3月31日までとなりますが、有効期限が満了する30日前までに、登録取り下げの申し出がない限り、1年間ずつ自動更新されます。
- ・代表者、所在地、電話番号等に変更があった際には、変更届出書を提出して下さい。
- ・事業を廃止、休止等をする場合にも届出が必要になります。

2 エアコン購入券の申請

- ・エアコン購入券の交付対象要件は、次のすべての要件を満たす世帯です。
 - いわき市に住民票を有し、かつ、居住していること
 - 世帯全員が65歳以上であること
 - 世帯全員が市民税非課税であること
 - エアコンが1台もない又は故障して使用できない状態にあること
 - 本補助金以外の補助金等の交付を受ける予定がないこと
 - 暴力団員又は社会的非難関係者でないこと
- ・息子夫婦など同居の高齢者世帯は、原則、対象となりません。

3 エアコン購入の相談

- ・エアコン購入券の交付を受けた高齢者世帯より、エアコン購入に係る連絡がありますので、高齢者の意向をよく聴取の上、購入する機種等を決定し、また、本補助金の交付見込額を減じた実際の支払額についても、十分に説明し、了解を得て下さい。
- ・「エアコンが1台もない又は故障して使用できない状態」にあることは、自己申告にてエアコン購入券の交付を受けておりますので、後々、補助金が交付されない事態とならないように、購入相談の時点においても、要件を満たしてるかを確認して下さい。
- ・エアコンの発注後等に、補助金の交付要件を満たしていないことが判明した際のキャンセルもしくは代金の支払い等についても十分に説明をして下さい。

4 エアコン設置の施工

- ・現地においても、「エアコンが1台もない又は故障して使用できない状態」にあることを事前に必ず確認して下さい。補助金の要件を満たさないことが判明した際には補助金の交付は受けられないこととなります。
- ・エアコンの設置工事の際には、後日、市に設置報告をいただく際に必要となりますエアコンの室内機・室外機の設置前後（計4枚）の写真を撮影して下さい。

5 工事代金の支払・受領

- ・エアコン設置工事の代金を受け取り、領収書を発行して下さい。
- ・代金は市から交付予定の補助金額（最大5万円）を差し引いた金額となります。
- ・領収書には、補助金額を差し引く前の代金及び差し引く額(交付予定の補助金額)が分かるように付記して下さい。

例 ￥ 5 0 , 0 0 0 (100,000円－市補助予定額50,000円)

- ・エアコン購入券（原本）を高齢者世帯から受け取って下さい。

6 エアコン設置報告

- ・補助金の交付申請をする年度の2月末までに、補助金等交付申請書に次の書類を添付し市に提出して下さい。
 - エアコン設置報告書
 - 工事写真台帳
 - エアコン購入券（原本）
 - 領収書の写し
- ・書類の審査後、補助金等決定通知書を送付します。

7 補助金の請求・振込

- ・補助金等決定通知書が届きましたら、補助金等交付請求書を提出して下さい。
請求書提出後、指定口座に補助金を振り込みます。
- ・補助金の振込みに際しては、別途、市へ振込先の登録が必要となっており、登録や変更の手続きが必要な場合にはご連絡させていただきます。